

# 平成 20 年度第 2 回 中央区入札監視委員会定例会議議事概要 別紙

## 1 報告事項について

(1) 検討事項であった周辺区との落札率等の相違について、事務局から調査した結果を報告した。

平成 19 年度の周辺区の落札率を調査した結果、概ねどこの区も 90%程度であった。平成 18 年度の落札率の調査において、本区と比較して 10 ポイントほど低かった A 区も落札率を上げており、落札率の差に影響を及ぼしている要因は、また検討する必要がある。

落札率は契約制度のみならず、その年の経済状況や発注する案件の内容など、様々な要因により変化するため、入札参加業者数や業種ごとの落札率等、更なる情報の収集分析を行うこととしたい。

(2) 平成 21 年度に向けての契約制度改善の方向性

### ア 競争性の促進

- ・ 制限付き一般競争入札の対象範囲を工事入札案件すべてに拡大する。
- ・ 物品購入、印刷請負の入札案件での希望申込型指名競争入札を導入する。

### イ 談合等不正行為の排除

- ・ 入札会場での業者同士の顔合わせを避けるため、物品・委託等の電子入札を拡大する。

### ウ 適正な履行の確保

- ・ 入札不調による再入札での地域要件を緩和する。
- ・ 工事成績評価が優秀な事業者に対する手持ち工事の制限を緩和する。
- ・ 工事成績評価が不良な事業者に対する指名停止基準を整備する。

### エ 中小企業の保護育成

- ・ 本区での工事受注実績があり、確実な履行を行った事業者に対し、契約保証金免除対象工事の金額を上げる。

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 競争性や透明性の確保という視点で、契約制度の違いによってどのように落札率に影響を及ぼすのか、今後も情報の収集と分析を続けてほしい。</li> <li>・ 工事成績の不良業者にペナルティを課すための規定整備はするのか。また、周知の方法は、</li> <li>・ 評価の基準はどういうもので、誰が評価しているのか。</li> <li>・ 工事成績評価で優良点及び不良点はどの程度で考えているのか。</li> <li>・ 現状として不良工事はあるのか。</li> <li>・ 入札参加の要件として工事成績評価は利用するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後も情報の収集分析を行い、引き続き本委員会で報告していきたい。</li> <li>・ 要綱を改定し、ホームページ等で周知する。</li> <li>・ 評価は東京都の基準と同じものを使用している。また、評価者は工事主管課の監督員等と検査員である。</li> <li>・ 優良点は 80 点以上、不良点は 59 点以下を想定している。</li> <li>・ 施工期間内に不良箇所があった場合、手直しをさせているので今のところない。</li> <li>・ 今後は検討していきたい。</li> </ul>

## 2 平成 20 年度上半期 工事請負契約一覧表について

事務局が資料「平成 20 年度上半期 工事請負契約一覧表（契約種別）」について報告した。

## 3 平成 20 年度上半期 工事請負案件抽出案件一覧表について

抽出委員が資料「平成 20 年度上半期 工事請負契約抽出案件一覧表」について報告した。

4 平成 20 年度上半期 指名停止運用状況の一覧表について

事務局が資料「平成 20 年度上半期 指名停止運用状況の一覧表」について報告し、指名停止中の業者との契約がないことを確認した。

5 平成 20 年度上半期 工事請負契約抽出案件 ~ について

事前に当番委員が抽出した 6 件の案件について、事務局が資料「平成 20 年度上半期 工事請負契約抽出案件 ~ 」について報告し、質疑を行った。

(1) 制限付一般競争入札案件 (2 件)

中央区地域防災無線設備改修工事  
橋梁耐震補強整備工事 (晴月橋下部工)

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案件 について、低入札価格調査基準額を下回って入札したものであるが、調査委員会の中で労務管理費等人件費について、不当に低くないことは確認したか。</li> <li>・ 予定価格は適正だったか。</li> <li>・ 予定価格と入札金額の差が 1 億 7 千万円程度あるが、この差の主な原因はなにか。また、適正な積算だったのか。</li> <li>・ もう 1 件ある低入札価格調査案件も電話・通信の業種である。積算の方法はどうなっているのか。また、調達力の高い業者を入札の参加対象にすれば、同じように落札金額も下がるのではないか。</li> <li>・ 案件 について、橋梁の耐震補強は工法がいろいろあるが、今回の工法はどのように選んだのか。また、工法によっては特許等を取得している一部の業者に有利に働く可能性があるが、その経過を説明してほしい。</li> <li>・ 客観的なデータを基に選定し、その書類も整えているということか。</li> <li>・ この案件は 1 度不調になって再入札を行っているが、その経過を説明してほしい。</li> <li>・ 最初の入札時に、今回参加した 2 者は申込みをしていたのか。</li> <li>・ 積算した時期も影響したということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労務単価や下請代金が不適切でないか、提出された書類をもとに確認している。</li> <li>・ 防災無線の更新に当たり、どのような設備にするか調査委託を行い、その業者が積算したものを再度営繕課で精査し、予定価格としたので、適正だったと判断している。</li> <li>・ 今回の工事は予定価格に占める機器の割合が 85% を越える案件で、設置する機器の価格の差であると考え。積算するに当たって機器の価格について複数の業者から見積りを取り、それを精査した上で積算しているため、適正だったと判断している。</li> <li>・ 積算については都の基準を参考に 23 区共通のものを使用しているが、この業種については落札率が低いので、他区の状況等を見ながら、今後対策を立てていかなければならないという認識はある。</li> <li>・ 工法の選定は橋梁の健全度調査をもとに、数種類の工法の中から、運河の流れを阻害しないものや価格等を考慮し、工事主管課で選択した。</li> <li>・ そのとおりである。</li> <li>・ 当初は共通の積算基準で価格を設定したが、鋼材等材料の高騰もあり、落札には至らなかった。改めて複数の業者から見積りを取り、その積算が妥当かを検討し、再度予定価格を設定した。</li> <li>・ 最初の入札では参加した業者は 4 者で、すべて積算が合わないということで辞退した。今回の 2 者は前回は申し込んでいた。</li> <li>・ 6 月の時点と 8 月では鋼材等の原料が 2 割程度違っていた。</li> </ul>

(2) 希望申込型指名競争入札案件（2件）

防球ネット設置工事

中央会館改修工事（建築工事）

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 案件 について、入札参加資格の要件で都内業者となっているが、どうして区外の業者を参加させたのか。</li> <li>・ 落札率が70%と低い、その原因は地域要件を拡大したからだと分析しているのか。</li>   <li>・ 入札参加業者に区内業者はいるのか。</li> <li>・ 防球ネットの撤去は分割で発注しているのか。</li> <li>・ 案件 について、入札参加業者数や落札率について、区としてどう認識しているか。</li> <li>・ 中央会館の改修工事で建築工事だが、それぞれほかの工事もあるわけで、それを全体として一括して束ねているところはあるのか。</li>   <li>・ 工事によっては本体工事に機械設備工事も電気設備工事も一緒に含ませて建築業者が受注し、下請として機械、電気の業者を入れる方法もあるが、今回は分割発注したということか。</li> <li>・ 抽出案件ではないが、希望申込型指名競争入札 18番の工事で中央会館電気設備保全改修工事があるが、今回の電気設備工事とどう違うのか。</li>   <li>・ 分割発注か一括発注かはどこで決めるのか。</li>   <li>・ 抽出案件ではないが、希望申込型指名競争入札 19番の工事で電話交換機取替工事があるが、落札率が24.3%で低入札価格調査の対象にもなっていないが、どのような工事だったのか。</li> <li>・ 本庁舎の電話機も、この案件の電話機も同じメーカーのものだが、中央区はこのメーカーが強いのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運動場施設という業種は区内に登録している業者が少なく、競争性を確保するために都内まで入札参加資格を拡大した。</li> <li>・ 結果として落札金額が低いのは、6月の工事で官公署の発注案件が少ない時期であることや、施工箇所が運動場で広いため近隣等との調整があまりないことなど、施工条件がよかったからだと分析している。また、運動場施設という業種は、発注件数も少ないため入札参加業者が多い。</li> <li>・ 10者申込みがあって、2者が区内業者である。</li> <li>・ この工事の中に含んでいる。</li> <li>・ 案件としては、平均的なものであると認識している。</li> <li>・ 同時期に電気設備工事、機械設備工事も分割発注している。この建築工事については1階の配膳室で電気や機械の工事で競合する箇所があり、業者が重なっている部分もあるが、それは区の監督員が調整して適正に監理している。あとはそれぞれの業種の範疇で工事を行っている。</li> <li>・ そのとおりである。</li>   <li>・ 今回の電気設備改修工事は、館全体のうち部分的な箇所の改修に伴う電気設備工事である。電気設備保全改修工事は館全体の電気設備のオーバーホールや蓄電池の交換等である。</li> <li>・ 基本的には分割発注で多くの業者に参入の機会を設けているが、予定価格の低いものは工事主管課と経理課で調整しながら決定している。特に金額が低い工事は入札参加者も集まらないので、施工箇所が違う施設などを一緒に発注している。</li> <li>・ この案件は予定価格が1千万円以下だったので、低入札価格調査の対象工事ではなかった。ただ、契約締結時に確実な履行ができるかの確認を行った。</li> <li>・ この工事は電話交換機と電話機の取替工事である。</li> <li>・ 今回は結果的に同じメーカーであったが、以前は違うメーカーであった。中央区での実績作りのためではないかと思う。</li> </ul>

(3) 指名競争入札案件（1件）

教育センター内部改修工事及び築地保育園フェンス改修工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>案件 について、教壇や黒板などは物品なので、分割して発注したほうがいいのか。</li> <li>施工箇所が違う築地保育園と一緒に発注した理由は。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育センターの工事は天井や壁、床などの改修を行ったもので、教壇や黒板等の設置についても工事の一部として、一緒に行ったほうが合理的であると判断した。</li> <li>両方の工事とも工期が6月末と短く緊急性があったことと、予定価格が低いため分割して発注すると業者に辞退されてしまうと判断し、一緒に発注した。</li> </ul>

(4) 特命随意契約案件（1件）

月島第二小学校中央監視盤取替工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>案件 について、特命随意契約ということで他者と競争をしていないが、この契約金額が相当のものであるか検証したのか。また、この金額で契約したことについて、契約担当課で交渉した経緯はあるのか。</li> <li>見積書で依頼日が未記入であること、また、見積書の提出日と契約日が同日なのは、時系列的におかしいのではないか。本来は契約日の前に見積書を徴しなければならないのではないか。</li> <li>交渉した経緯は記録として残しておいて方がいいのではないか。</li> <li>随意契約をするという決定は誰がするのか。</li> <li>随意契約については、その経緯について資料を提出し、この委員会で説明していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特命随意契約をした理由は明確にし、公表している。契約金額については、工事主管課から契約依頼を受け、業者に見積書を徴し、それを基に交渉をしている。この案件は当初の見積金額より、5ポイントほど低い金額で契約を締結した。</li> <li>依頼日が未記入なのはチェック漏れである。今後注意していきたい。また、価格の交渉については電話連絡とFAXのやり取りで行っている。最初の交渉から最終的に金額が決定するまでに1週間程度かかるが、事務手続上、金額が決定し正式な見積書を徴した日を契約日としている。</li> <li>依頼文や見積りの回答などFAXでは記録が残っているが、正式な文書ではなくメモ書き程度である。今後検討していきたい。</li> <li>経理課である。</li> <li>次回以降、改善していきたい。</li> </ul>

6 平成20年度上半期 低入札価格調査制度の運用状況について  
事務局が資料「平成20年度上半期 低入札価格調査制度の運用状況」について報告した。

7 その他

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の審議の中にも、指摘事項は何点もあり、引き続き調査していかなければならないものもあったが、特に、区長に対して意見具申、勧告すべき不適切な点又は改善すべき点はなかった。</li> <li>次回の委員会は平成21年6月下旬に開催することとし、日程は別途事務局で調整する。</li> </ul>	/